



パブリック
コメント
市民説明会



市民の皆さんの意見をお寄せください

◆企画政策課 田(☎042-460-9800)

西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ
及び 西東京市総合計画条例(骨子)

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

事業名	①西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ[参照 3~8面] ②西東京市総合計画条例(骨子)[参照 右欄]
内容	①これからの10年間のまちづくりのビジョンを示した基本構想と、その実現に向けた施策についてご意見をお寄せください。 ②基本構想・基本計画を策定することや、議会の議決を経ることなどについて、ご意見をお寄せください。
閲覧方法	5月24日(金)から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	5月31日(金)~7月1日(月)
提出方法	①直接持参(田無庁舎3階) ②郵送(〒188-8666市役所企画政策課) ③ファクス(FAX)042-463-9585) ④市HPから
市民説明会	6月2日(日) 午後2時・田無庁舎5階 6月11日(火) 午後7時・防災センター6階 6月15日(土) 午後2時・防災センター6階 6月21日(金) 午後7時・イングリッド3階
検討結果の公表	8月予定

※意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。
※匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。

第2次基本構想・基本計画におけるこれまでの経過

■市民参加の取り組み

- 平成24年2月~3月 企業・団体ヒアリング
- 平成24年5月 市民意識調査
- 平成24年6月 9日 まちづくりシンポジウム
- 平成24年7月21日、28日 第1回まちづくり市民ワークショップ
- 平成24年8月 8日、9日 まちづくり子どもワークショップ
- 平成24年8月19日、26日 第2回まちづくり市民ワークショップ
- 平成24年9月~11月 高校生ヒアリング

■総合計画策定審議会

- 第1回 平成23年 9月20日 策定にあたっての基本方針(諮問)
- 第2回 平成23年 10月28日 市民参加、現行計画の施策実施状況等について
- 第3回 平成23年 11月25日 西東京市の現況等について
- 第4回 平成24年 1月13日 基本方針の検討
- 第5回 平成24年 2月10日 基本方針の検討
- 第6回 平成24年 3月17日 基本方針の検討
- 第7回 平成24年 4月27日 策定にあたっての基本方針(答申)
基本構想案・基本計画案の策定(諮問)
- 第8回 平成24年 5月25日 人口推計調査の報告等
- 第9回 平成24年 9月 1日 基本構想素案の検討等
- 第10回 平成24年 10月19日 基本構想素案の検討等
- 第11回 平成24年 11月21日 基本構想・基本計画(総論)素案の検討
- 第12回 平成24年 12月15日 基本構想・基本計画(総論)素案の検討
- 第13回 平成25年 2月23日 基本計画(各論骨子)素案検討
- 第14回 平成25年 3月23日 中間のまとめの検討
- 第15回 平成25年 4月20日 中間のまとめの検討

今後の予定

- 7月 総合計画策定審議会へパブリックコメントによる市民意見を報告
- 8月 市民意見を踏まえ、基本構想・基本計画案答申に向けて総合計画策定審議会で検討
- 9月 市議会定例会に基本構想案を上程・審議

これまで、基本構想を策定し、議会の議決を経ることが地方自治法で義務付けられていましたが、法律が改正され、この規定が削除されました。しかし、市の長期的ビジョンを示す基本構想の必要性は従前と変わらないと考え、総合計画(基本構想、基本計画及び実施計画で構成)を策定することや、議会の議決を経ることなどについて条例で規定することを検討しています。

西東京市総合計画条例(骨子)

第1 目的

この条例は、西東京市(以下「市」という。)が策定する総合計画について基本的な事項を定めるとともに、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的かつ安定的な行政運営を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像やまちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市のまちづくりの具体的な計画であり、基本計画で示した施策を達成するための具体的な事業を示すものをいう。

第3 位置付け

総合計画は市の最上位の計画とし、市は個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

第4 審議会への諮問

市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、あらかじめ西東京市総合計画策定審議会条例(平成13年西東京市条例第162号)第1条に規定する西東京市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

第5 議会の議決

市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、当該基本構想について議会の議決を経なければならない。

第6 公表

市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。



第1回
まちづくり市民
ワークショップ



第2回
まちづくり市民
ワークショップ



まちづくり
子どもワー
クショップ



高校生から
の意見聴取

